

「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針」の概要

1 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針策定の目的

(1) 本指針の目的

(2) 上位計画

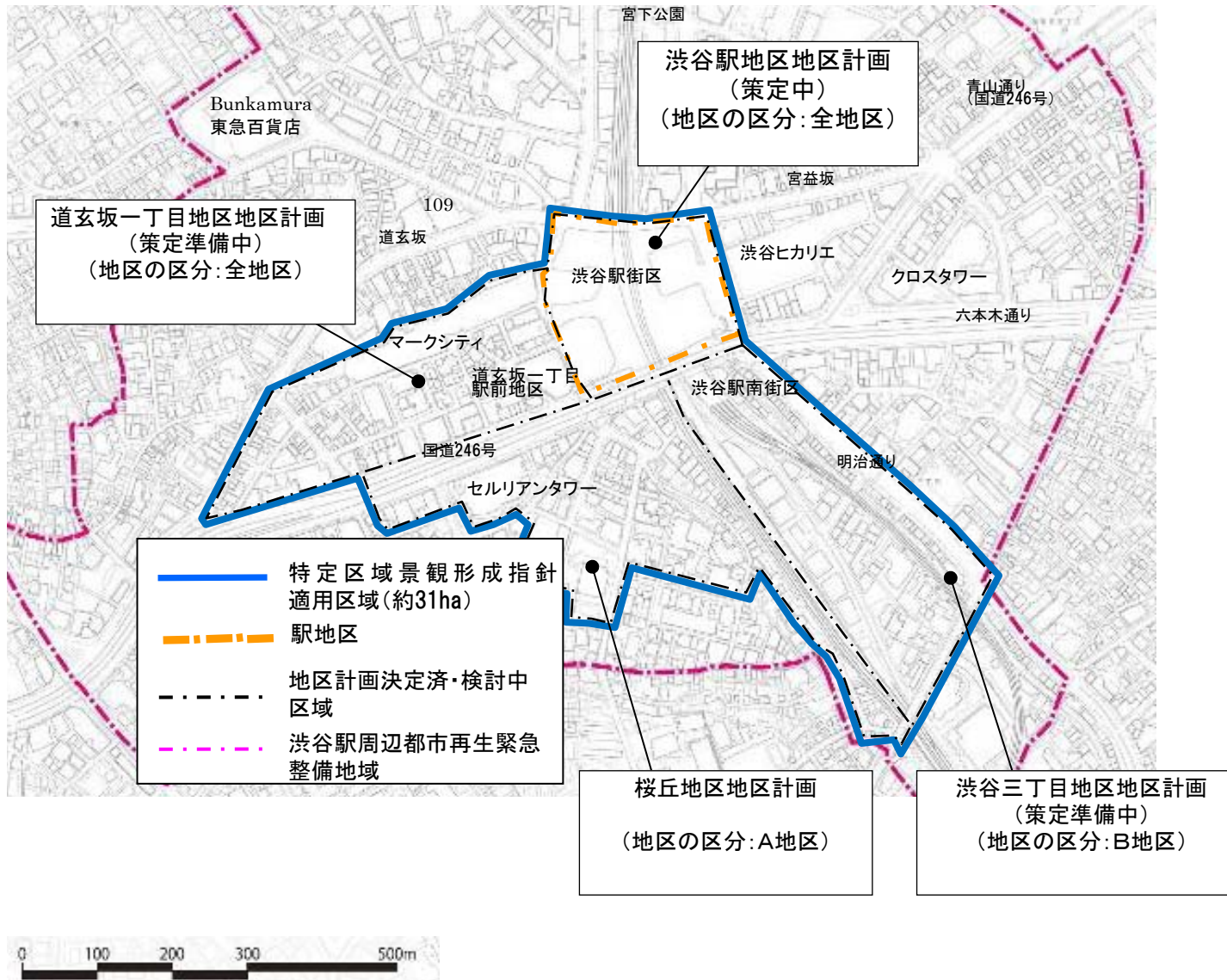
- 国の計画 「渋谷駅周辺を都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定(H17.12)」
- 東京都の計画 「東京都都市づくりビジョン (H21.7)」 「東京都景観計画 (H23.3)」
- 渋谷区の計画 **「渋谷駅中心地区まちづくり指針 2010」**

2 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針

(1) 指針の策定

“渋谷らしさ”を活かす景観形成のため、景観形成の方針・景観形成基準を定め「渋谷駅中心地区デザイン会議」を設置し本指針を運用していくこととする。

(2) 適用区域



(3) 景観形成方針及び景観形成基準

① 景観形成の方針

- 1) 地区ごとに培われてきた自由で多様な都市デザインを継承しつつ、活力と品格ある景観を目指す。
- 2) 歴史観のある、変化に富んだ渋谷の谷地形により形成された多様な坂のにぎわいを活かした景観を形成する。
- 3) 渋谷川の水と緑の軸と連携した「まちのうるおい」を感じる景観を目指す。
- 4) 地上の歩行者を優先した、誰もが歩いて楽しい回遊空間を創る景観を目指す。
- 5) 情報発信のまちとして、世界の人々を惹きつける景観を目指す。

② 景観形成基準

「渋谷駅中心地区まちづくり指針 2010」「東京都景観計画大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準」に基づき策定

- 建築物の高さ・配置・規模等
- 形態・意匠、色彩、素材
- 屋外広告物等

(4) 運用体制

